
株式会社山都でしか 定款

令和 3年 4月 5日 変更

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社 山都でしか と称し、英文では、YAMATO DESICA Co.,Ltd. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 地域活性コンサルティング業務
2. 農家、農業団体、観光事業者、商工事業者、自治体関係者に対する教育、研修
3. 食品及び農産物の生産・流通・販売業務
4. 地域資源(農産物・食肉・乳製品等)の生産・製造及び販売業務
5. 地域活性のための事業企画、推進、管理運営受託
6. 地域経済、農業、観光の産業に関する調査研究及び調査受託業務
7. 農業、食品関連資材及び機器等の販売
8. 各種有料セミナーの開催
9. 地域における農業、教育、観光事業の事務、財務、労務、営業等の業務受託
10. WEB コンテンツの企画、制作、販売及び配信
11. 食品販売店、レストラン、カフェの運営
12. 音楽制作、プロデュース、制作品の販売業務
13. グリーンツーリズム事業
14. 住宅宿泊業及び旅館業
15. 全酒類卸売業、一般酒類小売業、通信販売酒類小売業及び酒類製造業
16. 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を熊本県上益城郡山都町に置く。

第 4 条 (広告方法)

当社の広告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行株式総数）

当社の発行株式総数は、1,500株とする。

第 6 条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第 7 条（相続人等に対する売渡の請求）

当会社は、相続その他の一般継承により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求できる。

第 8 条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株主又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、当会社所定の請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。

- Ⅱ. 株式の譲渡以外の事由により上記請求をするには、株式を取得した者が、その取得を証する書面を添付して当会社所定の請求書に記名押印し提出しなければならない。

第 9 条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録及び信託財産の表示をするには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印し、当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

第 10 条（手数料）

前2条に定める請求をする場合は、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 11 条（基準日）

当会社は、毎年12月末日の最終株主名簿に記載又は記載された議決権を有する株主を持って、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- Ⅱ. 前項にかかわらず、悲痛用がある場合は、取締役の決定により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者を持って、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。

第 12 条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- Ⅱ. 当会社に株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対してその通知を発するものとする。

第 14 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

第 15 条（議長）

株主総会においては取締役社長が議長となる。

- Ⅱ. 取締役社長に事故がある時は、株主総会において議長を選任する。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役

第 18 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、1名以上15名以内とする。

第 19 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議により選任する。

- II. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。
- III. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 20 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- II. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 21 条 (社長、代表取締役及び役付取締役)

社長は、会社を代表し業務を執行する。

- II. 取締役が1名の場合には、当該取締役を社長とする。
- III. 取締役が複数いる場合には、株主総会の決議により、代表取締役社長を1名選定する。
- IV. 取締役が複数いる場合には、株主総会の決議により、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- V. 代表取締役社長のほか、株主総会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第 22 条 (報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

第 23 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年1期とする。

第 24 条（期末配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による余剰金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 25 条（期末配当金の除斥期間）

期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

第 26 条（設立に際して出資される財産の価額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金1,200,000円とする。

第 27 条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

第 28 条（設立当初の本店の所在場所）

当会社の設立当初の本店は、熊本県上益城郡山都町二瀬本35番地に置く。

第 29 条（発起人の氏名及び住所）

発起人の氏名及び住所は、つぎのとおりである。

住 所 熊本県上益城郡山都町二瀬本35番地
氏 名 橋本 龍生

住 所 熊本県上益城郡山都町入佐2516番地
氏 名 八田 祥吾

住 所 熊本県上益城郡山都町1062番地
氏 名 鳥越 靖基

住 所 熊本県上益城郡山都町白小野944番地
氏 名 中畠 由博

住 所 熊本県上益城郡山都町城平1893番地
氏 名 田上 貴士

住 所 熊本県上益城郡山都町金内1061番地
氏 名 岸 千恵

住 所 熊本県上益城郡山都町浜町132番地
氏 名 岸本 竜彦

住 所 熊本県上益城郡山都町上差尾895番地
氏 名 興梠 大作

住 所 熊本県上益城郡山都町二津留333番地2
氏 名 二宮 昌隆

住 所 熊本県上益城郡山都町菅尾1038番地
氏 名 甲斐 孝輔

住 所 神奈川県川崎市宮前区宮前平二丁目8番地4
氏 名 熊本 伊織

住 所 熊本県上益城郡山都町千滝75番地1
氏 名 野口 慎吾

第 30 条（設立時に発行する株式に関する事項）

当会社の設立時に発行する株式に関する事項は、次のとおりである。

発起人 橋本龍生が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 八田祥吾が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 鳥越靖基が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 中畠由博が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 田上貴士が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 岸千恵が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 岸本竜彦が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 興梠大作が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額

普通株式 10株

株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 二宮昌隆が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額
普通株式 10株
株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 甲斐孝輔が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額
普通株式 10株
株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 熊本伊織が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額
普通株式 10株
株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

発起人 野口慎吾が割当を受けるべき設立時発行株式の数及び引換えに払い込む金額
普通株式 10株
株式と引き換えに払い込む金額 金 100,000 円

Ⅱ. 成立後の当会社の資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりである。

資本金 金 1,200,000 円
資本準備金 金 0 円

第 3 1 条 (出資にかかる金銭の払込に関する事項)

株式と引換に払い込む金銭の払込取扱場所は、次のとおりとする。
株式会社肥後銀行 高森支店

第 3 2 条 (設立時取締役、設立時代表取締役及び設立当初の役付取締役に関する事項)

当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立当初の役付き取締役を、次のとおり定める。

設立時取締役・設立時代表取締役・社長	橋本 龍生
設立時取締役	八田 祥吾
設立時取締役	鳥越 靖基
設立時取締役	中畠 由博
設立時取締役	田上 貴士
設立時取締役	岸 千恵
設立時取締役	岸本 竜彦
設立時取締役	興梠 大作
設立時取締役	二宮 昌隆
設立時取締役	甲斐 孝輔
設立時取締役	熊本 伊織
設立時取締役	野口 慎吾

第 33 条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

本書は、当社の現行の定款である。

令和 3 年 4 月 5 日

株式会社 山都でしか
代表取締役 八田 祥吾